

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

今帰仁村長職務代理者 今帰仁村副村長 比嘉 克雄

市町村名 (市町村コード)	今帰仁村 (473065)
地域名 (地域内農業集落名)	今帰仁村 (今泊、兼次、諸志、与那嶺、仲尾次、崎山、平敷、謝名、越地、仲宗根、玉城、呉我山、湧川、天底、勢理客、渡喜仁、運天、上運天、古宇利)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本村はこれまで第一次産業を中心に発展してきたが、農家数は年々減少傾向にある。近年では農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地の増加や担い手不足の加速が懸念されている。一方で、新規就農者への情報発信や農地のスムーズな貸し借りが十分に行われておらず、新規就農者の参入が難しいという課題がある。新規就農者を受け入れる体制を整えるため、地域住民や農業委員、役場などの関係機関が連携し、地域全体で農地を利用する仕組みの構築が必要となっている。また、農業を続ける中で、農業用水や機械の確保等は、経済的な負担も伴う重要な課題となっている。

【本村の基礎的データ】

人口:9,334人(令和6年8月31日現在)

年齢階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数:~20代:8人、30代:46人、40代:60人、50代:102人、60代:229人、70代:101人、80代以上:56人、計602人(2020年農林業センサスより)

農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)の平均年齢:61.7歳(2020年農林業センサスより)

主な作物:野菜、肉用牛、花き類、さとうきび 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設野菜や花き類、果樹などを中心に、さとうきびとの複合経営や畜産経営を取り入れ、農用地の高度利用を図り、農業生産の安定的な拡大を目指す。
- ・農地の集約化を進め、効率的に農業が行える状態を実現する。
- ・関係機関との連携を強化し、情報発信を促進することで、新規就農者や農業を希望する人の受け入れを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	928 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	921 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地、農業用施設がある土地を、農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大の意思がある担い手を優先的に農地の集約を進め、農作業を連続的に支障なく行えるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作放棄地等の農地所有者で貸与希望者がいる場合、農地中間管理機構に貸し付けを行い、地域内の農地を守っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農業所得向上を目標に、農業用水の確保等、基盤整備への取り組みを促進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規相談から就農、経営定着の段階まで、関係機関との連携を図り支援を行う。また、空き農地の所有者に働きかけ、農地と農業者のマッチングを行うことで、農業を担う者を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作放棄地の所有者に対する指導と、耕作放棄地解消のための補助事業の活用を図る。